

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(希望小売価格等の表示)</p> <p>第12条 事業者は、自己の販売する家電品に係る希望小売価格（あらかじめカタログ等により一般消費者に公表されているもの）等の表示に当たっては、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 希望小売価格がある場合は、「希望小売価格」の名称を用いて表示をすること。</p> <p>(2) 希望小売価格を表示する場合であって、当該希望小売価格には含まれない別途の費用がかかる場合には、その旨を明瞭に表示すること。</p> <p>(3) 希望小売価格がない場合は、カタログ等にその旨を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 希望小売価格がない場合において、小売業者向けカタログ等で、一般消費者が希望小売価格と誤認するおそれのある名称を用いて価格表示をしないこと。</p> <p>2 事業者は、市場価格と著しくかけ離れた希望小売価格を表示してはならない。</p>	